

令和2年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和2年7月28日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和2年7月28日（火）午後1時開議

○議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 認定第1号 令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第11号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第12 発議第1号 地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（27名）

1番	古川祐典君	2番	松本哲郎君
3番	黒原章至君	4番	小西政宏君
5番	成川満君	6番	田端卓司君
7番	橋智史君	9番	室谷伊則君
10番	福山晴美君	11番	美野勝男君
13番	嶋田勇治君	14番	所順子君
15番	石橋千歌子君	16番	堀川秀幸君
17番	森谷信哉君	18番	龍神初美君
19番	楠山博之君	20番	玉置一郎君
21番	堀口晴生君	22番	下村勤君
23番	堀辰雄君	24番	西尾智朗君
27番	曾根和仁君	28番	花村計君
29番	佃奈津代君	30番	藪本英明君
31番	結城力君		

○説明のため出席した者

広域連合長	平木哲朗君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	寺本光嘉君	副広域連合長	中山正隆君
事務局長	益田照久君	総務課長	山崎希恵君
業務課長	村田宗紀君	総務課長	坂口俊仁君
総務課長	中村昌弘君	業務課長	田井景子君
業務課長	鎌田由美子君	業務課長	石橋利雄君

○職務のため出席した者

書記長	三栖隆成	書記	楠千弥
-----	------	----	-----

午後 1 時00分 開議

○議長 　　ただいまから令和 2 年 7 月 28 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

　　日程に先立ち、閉会中の議員の辞職許可について報告します。和歌山市の奥山昭博議員、海南市の橋爪美恵子議員、有田川町の増谷憲議員、由良町の馬場博文議員、日高川町の入口誠議員、白浜町の西尾智朗議員、上富田町の大石哲雄議員、古座川町の矢本和久議員から、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

　　次に、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員に和歌山市の松本哲郎君、海南市の黒原章至君、有田川町の森谷信哉君、由良町の玉置一郎君、日高川町の堀辰雄君、白浜町の西尾智朗君、上富田町の大石哲雄君、古座川町の佃奈津代君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

　　日程第 1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

　　次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、3 番黒原章至君及び24番西尾智朗君を指名します。

　　次に、日程第 3、「会期決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

　　次に、日程第 4、「副議長選挙」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 　　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

　　お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 　　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

　　副議長に楠山博之君を指名します。

　　お諮りします。ただいま指名しました楠山博之君を副議長の当選人と定めることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました楠山博之君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました楠山博之君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。楠山博之君、登壇願います。

〔楠山博之君 登壇〕

○楠山議員 ただいま皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長に就くことになりました日高町の楠山でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

〔副議長 自席へ〕

○議長 この場で暫時休憩いたします。

午後 1時 4分 休憩

午後 1時 5分 再開

○副議長 報告します。議長、橘智史君から議長の辞職願が提出されました。お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第117条の規定により、橘智史君の退席を求めます。

〔橘智史君 退席〕

○副議長 「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和2年7月28日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、橘智史。
和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、楠山博之殿

○副議長 お諮りします。橘智史君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、橘智史君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔橘智史君 入場・着席〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に成川満君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました成川満君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました成川満君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました成川満君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。成川満君、登壇願います。

〔成川満君 登壇〕

○成川議員　ただいま皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長に就くことになりました有田市の成川でございます。皆様のご協力を得ながら、責務を全うする所存でございます。議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長　それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○橘議員　議長、7番。

○議長　7番、橘智史君。

〔橘智史君 登壇〕

○橘議員　議長の退任の挨拶をさせていただきます。これまで議長の職を務めさせていただきまして、皆様方には多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。今後は、私も一議員として全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長　広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められております。これを許可します。

○連合長　議長、番外。

○議長　広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長　改めまして、皆様、こんにちは。広域連合長を務めております橋本市長の平

木でございます。本年5月に実施されました連合長選挙におきまして、連合長の任に当たることになりました。微力ではございますが、制度の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

開会に当たり、まずお祝いを申し上げます。先ほどの議長選挙におきまして、広域連合議会議長に有田市の成川議員が、副議長選挙におきまして、副議長に日高町の楠山議員が就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。また、昨年2月から議長をお務めいただきました田辺市の楠議員に対しましては、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご交誼をお願い申し上げます。

それでは、改めましてご挨拶を申し上げます。本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、また、新型コロナウイルス感染症に係る対策を講じていただいた上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も本年度で13年目を迎えました。その間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初約13万5,000人でしたが、本年4月には16万3,000人となっており、令和4年からは、団塊の世代によりますます後期高齢者医療被保険者の増加率が高まります。

このような状況の下、国は、高齢者人口のピークとなる2040年頃を見据え、誰もが安心できる全世代型社会保障制度構築を目指し、昨年9月より全世代型社会保障検討会議を開催し、医療・介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めております。社会保障の給付と負担の在り方などを含め、最終報告が本年末に出される予定ですので、今後の行方を注目していかなければなりません。

一方、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するための保健事業と介護予防の一体的実施が本年度より施行となりました。市町村との連携強化を図り、県内各団体別、さらに被保険者一人一人の特性に応じた保健事業を順次展開してまいります。

今後とも、引き続き国の動向を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等の関係機関と連携し、被保険者皆様の健康寿命延伸に取り組むとともに、本制度の円滑な運営に努めていきたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、債権の放棄に係る報告、専決処分の承認、令和元年度一般会計及び特別会計決算の認定、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、監査委員の選任同意の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和2年7月14日付け和広第165号をもって、広域連合長

から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、令和2年3月27日付け和広監第14号、同年4月23日付け和広監第1号、同年5月19日付け和広監第2号、同年6月10日付け和広監第3号、同年7月17日付け和広監第5号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告がまいっております。写しはお手元に配付いたしております。

○議長 次に、日程第5、報告第1号「債権の放棄について」当局より報告を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 報告第1号「債権の放棄について」でございますが、和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定により、債権4件、合計1億1,928万8,585円を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

○議長 以上で報告が終わりました。ただいま議題となっている日程第5、報告第1号「債権の放棄について」の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、報告第1号「債権の放棄について」を質問いたします。質疑は1つです。令和元年では、まだ、未収金が800万円余りあるようですが、今後の債権管理と回収の取組はどのようにされるのでしょうか。お願いいたします。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員のご質疑にお答えいたします。報告第1号「債権の放棄について」1点でございます。今後の債権管理と回収の取組は、とのご質疑です。

督促をしてから1年を超えない期間を経過してもなお納付がないときは、文書または電話による催告を行います。また、請求額が多額であったり、悪質な滞納者に対しては、訴訟も視野に入れ回収に努めてまいります。未回収のものについて、適正な台帳管理を行います。和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の各号に該当し、回収が困難であると認められる場合は、債権の放棄も視野に検討し、債権整理をすることで回収可能な債権の対応や日常業務に集中するなど、債権管理の効率化を図ります。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○田端議員 議長。

○議長 6番、田端卓司君。

○田端議員 6番、田端です。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 それでは、再質疑を行いたいと思います。この債権の放棄の金額は本当に多額な金額となっています。そうした債権放棄に至ったことに対して、事務局長としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 当局から答弁をお願いします。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員の再質疑にお答えいたします。報告第1号「債権の放棄について」1点ございます。

債権放棄に至ったことに対し、事務局長としての見解を聞かせてくださいというご質疑です。債権の放棄につきましては、平成31年2月議会において議決していただきました債権管理条例第13条第1項に基づき、徴収努力を尽くしても回収の見込みがない債権については、弁護士とも相談しながら適正に債権整理を行ったものです。今後とも、広域連合事務を執り行う者としても、法令及び条例等に基づき、適正に債権を管理する責務を持って業務に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

○結城議員 議事進行。

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。以上で、報告第1号「債権の放棄について」を終わります。

○結城議員 議事進行。

○議長 次に、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第10、議案第10号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの5件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○結城議員 議事進行。

○議長 すみません、暫時休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長 それでは、再開します。

日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第10、議案第10号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの5件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

[広域連合長 平木哲朗君 登壇]

○連合長 承認第3号から議案第10号まで、その概要を一括してご説明申し上げます。

まずは、承認第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当を支給するための改正を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月28日付で専決処分したもので、ここにご承認をお願いするものでございます。

続きまして、認定第1号、第2号につきましては、令和元年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものでございます。

続きまして、議案第9号、第10号につきましては、令和2年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては3,563万6,000円を増額補正し、特別会計におきましては20億605万9,000円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

[事務局長 益田照久君 登壇]

○事務局長 事務局長の益田でございます。それでは、補足説明をさせていただきます。ちょっとお時間は少しいただきます。ご容赦願いたいと思います。

まず初めに、お配りさせていただいたと思います議案書の2ページをお開き願います。承認の第3号です。「専決処分の承認を求めることについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年4月28日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものでございます。本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するに当たり、関係規定の整備を行うため、専決処分をしたものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明をいたします。

同じ議案書の5ページをお開き願います。附則第5条関係は、第1項にて傷病手当金の支給要件を、第2項にて1日当たりの支給額算定方法を、第3項にて支給期間を規定するものです。

6ページをお開き願います。附則第6条及び附則第7条関係は、傷病手当金と給与等の調整方法について規定するものです。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定につきましては、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用をするものでございます。

続きまして、議案書の7ページ、認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び同じく議案書の8ページ、認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」に関しまして、一括してご説明をいたします。なお、別添で、令和元年度の当広域連合の歳入歳出決算審査意見書としまして、地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の意見書を添付するとともに、同法同条第5項の規定による令和元年度主要施策の成果等報告書も併せて提出しておりますので、ご参考に願いたいと思います。

議案書の7ページをお開き願います。認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の令和元年度の当広域連合の歳入歳出決算書に沿ってご説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。決算書、歳入におきましては、収入済額2億4,934万9,779円でございます。

同じく決算書4ページ、5ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額2億4,028万5,878円でございます。

6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、906万3,901円でございます。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億7,821万3,000円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額169万2,000円は、雇用していました保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金を受け入れたものでございます。第2目医療費適正化等推進事業費補助金、収入済額5万円は、医療費適正化推進会議に出席するための職員旅費の財源として、国から補助金を受け入れたものでございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額914万4,000円は、事務費分賦金の上昇を抑制するため、情報系システム、例規システム等の費用に充てる財源として財政調整基金から繰り入れたものでございます。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金5,482万99円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り入れたものでございます。

第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額527万2,871円は、平成30年度からの繰越金でございます。10ページ、11ページをお開き願います。以上の結果、2億4,934万9,779円を収入しています。以上で歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

12ページ、13ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額230万589円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億7,735万6,079円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。16、17ページをお開

き願います。第2目財政調整基金費、支出済額6,011万4,274円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る歳計剰余金及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積み立てたものでございます。18、19ページをお開き願います。以上の結果、歳出合計2億4,028万5,878円を支出しております。

22ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。ただいまご説明をさせていただきますました歳入歳出の結果、実質収支額は906万3,901円の黒字となっております。

それでは、議案書にお戻りいただき、8ページをお開き願います。認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の令和元年度の当広域連合の歳入歳出決算書に沿ってご説明をいたします。

決算書の24、25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,522億3,851万4,144円でございます。

26、27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,505億3,356万5,459円でございます。

28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、17億494万8,685円でございます。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

30ページ、31ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額247億4,392万4,692円は、構成30市町村からの分賦金でございます。内訳といたしましては、事務費分賦金5億555万1,731円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金92億9,762万5,912円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金117億6,258万9,475円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金31億7,815万7,574円でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額367億5,101万4,258円、第2目高額医療費負担金、収入済額6億9,535万533円は、医療給付費の公費負担分として国が負担したものでございます。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額2,754万8,000円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額875万2,786円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対して国の補助金が交付されたものでございます。第3目調整交付金、収入済額141億2,272万7,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として交付された普通調整交付金139億9,173万8,000円、人間ドックの利用助成等、保険者インセンティブなどとして交付された特別調整交付金1億3,098万9,000円をそれぞれ受け入れたものでございます。第5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、収入済額4億5,988万9,175円は、低所得者への保険料軽減特例措置の財源として交付を受けたものでございます。

32ページ、33ページをお開き願います。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養

給付費負担金、収入済額117億5,310万9,708円、第2目高額医療費負担金、収入済額6億9,535万533円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものでございます。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額594億7,550万5,000円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものでございます。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額5,519万1,485円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金でございます。

第7款、第1項繰入金、第2目基金繰入金、収入済額13億1,031万3,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金から国庫支出金等返還金の財源として繰り入れたものでございます。

34、35ページをお開き願います。第8款、第1項、第1目繰越金、収入済額19億77万3,097円は、平成30年度からの繰越金でございます。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億9,390万7,791円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返納金でございます。第2目返納金、収入済額4,439万2,890円は、医療給付費の請求誤りによる返納金でございます。以上の結果、1,522億3,851万4,144円を収入しています。以上で歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

36、37ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額31億4,876万9,339円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。

38、39ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,430億4,174万7,473円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用でございます。第2目療養費、支出済額18億4,327万4,373円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用でございます。第3目審査支払手数料、支出済額3億2,382万8,258円は、レセプト審査及び医療機関への支払い業務に要した国保連合会への手数料でございます。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額12億4,352万9,350円は、1か月または1年間に支払った医療費の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合に支給をしたものでございます。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億6,367万2,243円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が自己負担限度額を超えた場合に支給をしたものでございます。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億8,518万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った者に対して定額の3万円を支給したものでございます。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額4,368万7,821円、40、41ページをお開き願います。第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額7万8,753円は、共に著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金でございます。

第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額3億7,654

万2,416円は、健康診査の実施に要した経費でございます。医科健康診査、歯科健康診査及び人間ドック補助を実施してございます。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額743万9,250円は、過年度保険料の還付に要した経費でございます。42ページ、43ページをお開き願います。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額5,482万99円は、特別会計の事務費に係る剰余金等を財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。以上の結果、1,505億3,356万5,459円を支出してございます。

46ページをお開き願います。ただいまご説明をいたしました歳入歳出の結果、実質収支の額は17億494万8,685円となっております。

48ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。物品につきましては令和元年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式、合わせて計2点となっております。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置してございます。令和元年度末の現在高は、財政調整基金が2億2,950万901円、後期高齢者医療給付費準備基金が13億5,885万2,394円となっております。決算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号、議案第10号につきましては、令和2年度補正予算関係でございます。議案書のほうの10ページをお開き願います。議案第9号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ3,563万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億5,310万7,000円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿いまして目ごとにご説明をいたします。

13ページをお開き願います。歳入でございます。第4款繰入金、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金2,657万3,000円の補正額は、特別会計の前年度決算剰余金のうち、事務費に係るものを財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰入れするものでございます。

第5款、第1項、第1目繰越金906万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政調整基金費3,563万6,000円の増額は、特別会計からの繰入金2,657万3,000円、前年度歳計剰余金906万3,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。議案第10号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ20億605万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,516億8,528万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿いまして目ごとにご説明をいたします。

19ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金の療養給付費負担金2億1,797万1,000円の増額は、前年度分の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金1,292万5,000円の増額は、前年度分の高額医療費に係る国庫負担金の精算に伴うものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金3,374万8,000円の増額は、前年度分の療養給付費に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。第2目高額医療費負担金1,292万5,000円の増額は、前年度分の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。第7款、第1項繰入金、第2目基金繰入金2,354万3,000円の増額は、過年度医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の不足額を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れをするものでございます。

第8款、第1項、第1目繰越金17億494万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

21ページをお開き願います。歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費19億7,948万6,000円の増額は、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。第7款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金2,657万3,000円の補正額は、前年度の事務費に係る歳計剰余金等を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り出すものでございます。以上で、長時間に及びましたが、私からの補足説明といたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。ただいま議題となっている5件のうち、まず日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 6番、田端です。それでは、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑を行います。

この改正する条例ですけれども、説明では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給についての条例ですが、1点目として、第5条給与等の支払いを受けている被保険者と限定した理由は何でしょうか。

2点目として、給与等の支払いを受けている被保険者を把握していますか。

3点目として、市町村別の傷病手当支給に充てる財源額はどのようになりますか。よろしく願います。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員のご質疑にお答えいたします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」、3点ございます。

まず、1点目、第5条給与等の支払いを受けている被保険者と限定した理由は何かのご質疑です。国の特別調整交付金交付基準に基づく改正による給与等の支払いを受けている被保険者といたしました。

次に、2点目、給与等の支払いを受けている被保険者数を把握しているかのご質疑です。4月当初の給与所得額データで把握をしているところでございます。

次に、3点目、市町村別の傷病手当支給に充てる財源額はとのご質疑です。傷病手当金の支給に対しては、特例的に、国が特別調整交付金により支給額の全額を財政支援するところでございます。支給につきましては、市町村からではなく、広域連合からの支給となります。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○田端議員 議長。

○議長 6番、田端卓司君。

○田端議員 6番、田端です。それでは、再質疑を行いたいと思います。

1点目として、給与等の支払いを受けている被保険者等は、個人事業主の家族で、青色、白色の申告形態を問わず、全ての家族専従者も含まれているのでしょうか。

2点目として、なぜ自営業者は対象にならないのでしょうか。お願いします。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

○事務局長 6番、田端議員の再質疑にお答えをいたします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）」、細かに言いましたら2点ございました。

まず1点目、給与等の支払いを受けている被保険者等は、個人事業主の家族で、青色、白色の申告形態を問わず、全ての家族専従者、従事者ですね。それを含まれているかのご質疑でございました。傷病手当金の支給対象者は、あくまでも被用者でありまして、支給の形態は問いませんので、給与等の支払いを受けて、労働に従事されている家族の従事者も当然含まれるところでございます。

次に、細かな2点目ですが、なぜ自営業者は対象者とならないのかというご質疑であります。国の特別調整交付金基準に基づく改正で、自営業者等につきましては、被用者とは異なり、療養に際して収入減少の状況が多様であることから、他の健康保険と同様に被用者のみを対象としたものでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

○田端議員 議長。

○議長 はい、田端議員。

○田端議員 再々質疑の通告はしていなかったんですけども、要望をちょっとお願いしたいということで発言をさせていただきます。

1点目のところで、家族従業者も含まれているというふうに答弁をいただきました。そのことは、今までなかったのではないかなということ、家族も含まれるということであれば、そのことを被保険者に周知をしていただきたいと、そういう要望です。

○議長 暫時休憩をいたします。皆さん、自席で待機してください。

午後 1時25分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長 再開します。今のは、要望ということでよろしゅうございますか。

それでは、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。

歳出のところ、総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬についてであります。1点目として、嘱託職員の報酬が、平成30年度の930万円から31年度は半分の463万円に減額となっています。その理由をお示してください。

2点目として、1人の保育士が具体的に市町村の保育士にどのようなアプローチを行っているのでしょうか。

3点目として、複数の保育士が必要と思いますが、広域連合のお考えをお示してください。

○議長 当局から答弁をお願いいたします。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員のご質疑にお答えいたします。認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、3点ございました。

まず、1点目、総務費の中の嘱託職員報酬が平成30年度より半減している理由はとのご質疑です。平成30年度は、レセプト点検員が2名、療養費適正化専門員が1名、保健師1名の報酬でしたが、令和元年度は、レセプト点検員はそのまま2名、保健師の1名が4月から6月分の報酬の金額となっております。療養費適正化専門員は平成30年度末で、保健師は令和元年6月末で、それぞれ退職をいたしました。保健師につきましては、その後、募集を行いました。採用には至りませんでした。

次に、2点目、1人の保健師が具体的に市町村の保健師にどのようなアプローチを行っているのかとのご質疑です。保健事業を円滑に推進するため、市町村との連携を密にしながら、情報提供や連絡調整、また技術的な助言を行っておるところでございます。

次に、3点目、複数の保健師だと思いますが、保健師が必要だと思うが、広域連合の考え方はというご質疑です。当広域連合におきましても、複数の保健師が必要と思われませんが、市町村からの職員の派遣は大変難しいため、会計年度任用職員の募集をしておるところでございます。以上でございます。

○議長 再質疑ありませんか。

○田端議員 議長。

○議長 6番、田端卓司君。

○田端議員 6番、田端です。それでは、再質疑を行いたいと思います。

1点目として、保育士が昨年6月末で中途退職した。その後の経緯について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、保育士がまだ1人のままだというふうに言われていますが、いつまでも1人の状態はやはり異常ではないかなと、1年以上もそういう状態が続いているのは異常ではないかなというふうに思うんですが、再度、やはり複数の保健師が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員の再質疑にお答えいたします。認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、2点ございました。

まず、1点目、医療の保健師というふうに認識をさせていただきますが、保健師が、昨年6月末で中途退職した後の経緯についてとのご質疑でありました。平成31年4月から、保健師は2名の体制となっておりますが、1名の嘱託職員の保健師が令和元年6月末で中途退職した後は、市町村からの派遣職員である保健師1名で、当広域連合の保健事業を担っておるところでございます。

次に、2点目のやはり複数の保健師が必要ではというご質疑でありました。現在、高齢

者の健康づくりや医療給付費の抑制のため、保健事業といたしまして、医科・歯科の健康診査、後発医薬品の差額通知、重複及び頻回受診者の保健指導、糖尿病性腎症の重症化予防、ドック健診補助などの各種事業を行っておるところでございます。さらに、今年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体化の取組を行ってるところでございます。こうした中で、保健師の充実の必要性を認識しておりますが、市町村等も同様に、保健師の担う業務が年々増加していく中で、さらなる市町村からの派遣は大変困難な状況であり、関係団体への協力もお願いしながら、会計年度任用職員による保健師の募集をしているところでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はございませんか。

○佃議員 すみません。よろしいですか。

○議長 はい。

○佃議員 質疑者の質疑を聞いていると保育士と聞こえるんですけども、ここは保健師の不足についての質疑で、議長並びに事務局のほうでは、質問の言葉というのをきっちり指摘するなり、でない、質疑者は保育士と言っているのに回答が保健師の、そういうようなちぐはぐな質問と回答というのは議事録としておかしいと。その場でやっぱりすぐに確認をするなりというような形で、ちゃんとした質問と答弁をしていただきたい。

○事務局長 議長、番外。

○議長 どうぞ。

○事務局長 事務局長の益田でございます。ただいま佃議員から意見いただきました。私のほうは、医療の職の保健師というふうになんか言葉の確認を含めてお答えしたところではありますが、本来やはり、ただいま意見を言っていたとおりの確認をすべきということであったと思います。この場をお借りして陳謝いたします。

○議長 よろしゅうございますか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 6番、田端です。それでは、認定第1号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」に反対する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度で、一般会計、特別会計に分かれています。認定第1号は、広域連合の運営に関わる事務費等が主要部分を占めています。したがって、高齢者を年齢で差別する医療制度を進めてきた決算だということになります。国は、世代間の公平性のためとか言っていますが、本音は国の医療費抑制であり、被保険者に自己責任を負わす結果になり、容認はできません。

次に、県内の被保険者の所得状況を見ますと、世帯全員が所得ゼロの均等割9割軽減の

場合と8.5割軽減を合わせると、被保険者全体の過半数以上を占めています。そして、これから先、これらの特例軽減をなくすことが決まっていますから大問題です。年金が増えない、物価が上がる状況を考えると、被保険者に一層の負担増と滞納者が増し、医療機関にもかかれないという状況も十分考えられます。令和3年度からは、8割軽減、8.5割軽減が7割軽減に統一され、一層苦しめるようになっていきます。

次に、職員の身分が正規職から非正規・臨時職への対応が増える中で、1名の保健師が中途退職したのに補充されず、今年度に入ってもそのような状態が続いているという問題が出ています。責任ある現場職員は、やはり正規職にするべきだと思います。

最後に、本日の決算の説明では、執行部は高齢者医療の充実のために様々な保健事業に取り組んでいることに大いに理解をしています。しかし、これからも後期高齢者医療制度が、本当に高齢者が安心して医療が受けられる制度なのか疑問です。以上の点で、一般会計決算にも反対の立場を申し上げて討論といたします。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第1号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 6番、田端です。それでは、認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行いたいと思います。

まず、保険料減免の状況についての質疑です。過去3年間の件数と減免率の割合についての件数をお答えください。

2点目として、減免の対象となる条件はどのような内容でしょうか。

3点目として、経済的理由は対象になるのでしょうか。

それから、医療費を抑制するためということで、1点目として、健康診断・歯科健康診査の受診率をお答えください。

2点目として、健康診査・歯科健康診査は1人当たりいくらになるのでしょうか。

3点目として、人間ドック補助金、実施しているのは18市町村となっていますが、その市町村名をお願いします。

4点目として、重複・頻回受診訪問指導の平成30年度と令和元年度の実施市町村名をお答えください。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員の質疑にお答えします。認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、全部で7点ございました。

まず、保険料減免の状況につきまして、1点目、過去3年間の減免の件数と減免率の割合による件数はとのご質疑でありました。平成29年度は、5割減免が423件、10割減免が33件の合計456件です。平成30年度は、5割減免が509件、10割減免が37件の合計546件です。令和元年度につきましては、5割減免が13件、10割減免が24件の合計37件であります。

次に、同じく2点目、減免の対象となる条件はとのご質疑です。被保険者または世帯主が震災、風水害、火災等により住宅、家財等について著しく損害を受けた場合、被保険者の属する世帯主が死亡または重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより収入が著しく減少した場合、被保険者の属する世帯主が事業または業務の休廃止等により収入が著しく減少した場合、被保険者の属する世帯主の収入が天災等により著しく減少した場合、被保険者が刑事施設等に準ずる施設に拘束されたことで療養の給付が制限された場合です。

次に、3点目、経済的な理由は対象となるのかとのご質疑です。先ほどの説明にもございますが、収入が著しく減少した場合であります。

次に、医療費を抑制するためということで、4点目のほうです。健康診査・歯科健康診査の受診率はとのご質疑でありました。健康診査の受診率は34.16%、歯科健康診査のほうは6.61%になります。

次に、5点目、健康診査・歯科健康診査は、1人当たりの金額はいくらですかというご質疑でありました。健康診査は、1人当たり、消費税10%を含む9,339円と詳細な健診分ということになります。歯科健康診査のほうは4,300円になります。

次に、6点目、人間ドック補助金18市町村はとのご質疑です。実施市町村は、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、日高川町、白浜町、上富田町、太地町の18市町になります。

次に、7点目、重複及び頻回受診訪問指導の平成30年度と令和元年度の実施市町村名はとのご質疑です。平成30年度と令和元年度実施は同じ市町で、岩出市、かつらぎ町、高野町、美浜町、印南町、太地町の6市町となります。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

6番、田端卓司君。

○田端議員 6番、田端です。

それでは、再質疑を行いたいと思います。まず、1点目は、保険料の減免のところなんです。収入が減った場合の影響のところ、今回の新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少した場合についての説明をお願いいたします。また、そういう広報活動はどの

ようにされるのでしょうか。

2点目として、まだまだ健診の受診率が低過ぎるというふうに思います。高める対策はどのように取られているのでしょうか。

3点目として、人間ドックの実施の市町村が、最初というか、22市町村が実施しているというふうに言われていたんですが、今お聞きしたところ、18市町村に減っています。その原因はどういうことでしょうか。また、やはり少ない実施市町村というふうに思うんですが、増やしていく努力はされているのでしょうか。

4点目として、訪問指導によってどのような効果が得られているのか。また、医療費等への影響についての説明をお願いしたいと思います。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、益田照久君。

〔事務局長 益田照久君 登壇〕

○事務局長 6番、田端議員の再質疑にお答えいたします。認定第2号「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、4点ございます。

まず、1点目、今回の新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少した場合は、また広報活動はどのようにしたのかとのご質疑です。国の財政支援の条件を満たしている場合に、基準の範囲内で保険料を減免しておるところでございます。条件としましては、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの減少額が、前年の収入の10分の3以上であること、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、主たる生計維持者の減少することが見込める事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が、400万円以下であることが条件となります。広報につきましては、本年7月に発送しております被保険者証に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関するリーフレットを同封しており、また、広域連合のホームページにも掲載しながら、県内の各市町村の広報等にも依頼を行い、協力をいただいております。

次に、2点目、まだまだ健診の受診率が低過ぎます。高める対策をどのように取られているのかとのご質疑です。健康診査の受診率は、令和元年度全国平均見込み30.5%を上回っておりますが、さらに受診率の向上を目指して、ポスター、パンフレット、テレビ等の媒体を活用しながら、広報活動を行っていくとともに、健診の未受診者に対する受診の勧奨はがきの送付等、個別のアプローチを行ってまいります。また、今後とも、健康診査により生活習慣病やフレイルの早期発見や重症化予防等を目指し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を進め、健康寿命の延伸と医療給付費の抑制に努めてまいります。

次に、3点目、人間ドック実施市町村数が予想より少なくなっていますが、その原因は、増やす努力はされていますかとのご質疑です。市町村として、方針転換としまして、健診とがん検診への組合せなどへの健診事業実施体制の変化や、また事業自体は実施しているものの、利用者がいない市町村等もあります。今後も被保険者の健康管理のために、それぞ

れの市町村と連携しまして、人間ドック健診の充実のために努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、訪問指導によってどのような効果が得られるのか、医療費等への影響についてご説明をとのご質疑です。重複及び頻回受診に対する訪問指導につきましては、対象者を訪問し、身体状況や生活状況を把握することで、生活に関する適切な相談指導を行っています。また、不必要な受診等に対する指導を行うことで、本人の受診に対する負担の軽減とともに、医療費の削減につながっているところでございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。6番、田端卓司君。

〔田端卓司君 登壇〕

○田端議員 6番、田端です。それでは、認定第2号議案「令和元年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場で討論を行います。

そもそも後期高齢医療制度は、75歳以上全ての人を対象としています。75歳以上といえば、ほとんど働いていない人たちです。高齢になるにつれ病気も多くなり、医療費も年々増え、県の保険給付費を見れば明らかです。そんな健康上のリスクの高い高齢者だけを囲い込んで一つの医療保険にしてしまう後期高齢医療制度は、公的保険である社会保険として大きな問題を持った制度で、後期高齢医療制度そのものに反対をします。

高齢者の多くは年金受給の高齢者世帯で、年金、恩給のみしか所得を得られる手段がない世帯が半数以上に示されているように、収入は極めて限られているのです。そんな状態の高齢者は、保険料の負担が生活を大きく圧迫しています。その上に介護保険料も納めなければなりません。多くの人たちは残ったお金で暮らしていかなければならないのです。今後、高齢者が増え、医療費が増えるにつれ、被保険者が支払う保険料がどんどん引き上げられていきます。本来、公的な社会保険は、若い人も高齢者も互いに支え合ってこそその社会保険制度であるべきです。社会保障である後期高齢医療制度が高齢者を苦しめるのは本末転倒です。

今後、窓口負担の1割から2割負担の引上げ計画など、将来不安も増すばかりです。その上に令和元年度は、元被扶養者であった均等割軽減措置が75歳から2年間だけで、3年目からゼロになりました。これも高齢者の気持ちを逆なでするもので許されません。よって、決算の認定には反対をいたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第9号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第10号「令和2年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、松本哲郎君の退席を求めます。

[松本哲郎君 退席]

○議長 当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

[広域連合長 平木哲朗君 登壇]

○連合長 議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、現在欠員となっております「広域連合議会議員のうちから選出する監査委員」として、新たに松本哲郎議員を選任いたしたく、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意をお願いするも

のでございます。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

〔松本哲郎君 入場・着席〕

○議長 次に、日程第12、発議第2号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について」を議題とし、提出者から提案理由を求めます。

○古川議員 議長、1番。

○議長 1番、古川祐典君。

〔古川祐典君 登壇〕

○古川議員 ただいま上程されました発議第2号について、提出者を代表しまして提案理由を申し上げます。

本案は、先の令和2年2月の議会定例会におき、発議第1号として、行政の迅速かつ効率的な運営を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長が専決処分することができる事項の指定を行ったところがありますが、今般、地方自治法が改正されたことに伴い、所要の指定の整備を図るものでありまして、文案はお手元のとおりでございます。

何とぞ同僚各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 以上で説明が終わりました。これより、発議第2号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、発議第2号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位には衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝を申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単粗辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 閉会に当たりご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、提出諸議案についてはいずれも賛成をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員皆様には、暑さ厳しき折、健康に十分注意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これにて、令和2年7月28日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 15 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 成 川 満

前 議 長 橘 智 史

副 議 長 楠 山 博 之

署 名 議 員 黒 原 章 至

署 名 議 員 西 尾 智 朗